

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 規則
- 福島県財務規則の一部を改正する規則 九一
- 福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則 一〇
- 福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則 一〇
- 福島県企業局 一〇
- 福島県企業局財務規程の一部を改正する規程 一〇
- 福島県病院局 一〇
- 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程 一五

## 規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第二十六号

#### 福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第六十条表以外の部分を次のように改める。

部長、政策監又は課長は、次の表の上欄に掲げる事項については、同表の当該下欄に掲げる者に合議又は協議をしなければならない。この場合において、総務部長又は総務部政策監に合議又は協議をするときは、同表一の項から四の項まで、六の項、八の項及び十一の項に掲げる事項については総務部財務総室財政課長を、同表五の項に掲げる事項については出納局出納総務課長を、同表七の項に掲げる事項については出納局出納総務課長（ただし、工事等に関するものにあつては総務部財務総室入札監理

課長）を、同表九の項に掲げる事項については総務部財務総室財政課長（ただし、入札及び契約の制度に係るもののうち、工事等に関するものにあつては、総務部財務総室入札監理課長、その他のものにあつては、出納局出納総務課長）を、同表十の項に掲げる事項については総務部財務総室総務課長を経なければならない。

第六条の表九の項中「係るものにあつては、総務部財務総室入札監理課長」を「係るものうち、工事等に関するものにあつては、総務部財務総室入札監理課長、その他のものにあつては、出納局出納総務課長」に改める。

第二百二十九条第一項第五号中「百万円」を「二百万円」に、同条第二項中「百万円」を「二百万円」に改める。

第二百九十六条第一項中「支給事務等の事務」を「支給事務等及び需用費（電気料に限る。）、役務費（電信電話料に限る。）の定例的支払事務」に改める。

別表第一中 「福島県立船引高等学校」を「福島県立あぶくま柏嶋高等学校」に、「福島県立小野高等学校」を「福島県立あぶくま柏嶋高等学校」に改める。

福島県立平商業高等学校」を「福島県立いわき商業情報高等学校」に、「福島県立勿来工業高等学校」を「福島県立四倉高等学校」に改める。

福島県立猪苗代支援学校」を「福島県立勿来工業高等学校」に、「福島県立猪苗代支援学校」を「福島県立猪苗代支援学校」に改める。

別表第四（その二）の表十一の項中「現金整理手数料」を「現金整理手数料・円貨両替手数料及び

金種指定払戻手数料」に改める。

別表第六の表企画調整部の項中「生活拠点課」を「避難者生活支援課」に改める。

別表第七中 「福島県立船引高等学校」を「福島県立船引高等学校」に、「福島県立小野高等学校」を「福島県立小野高等学校」に改める。

別表第七中 「福島県立小野高等学校」を「福島県立小野高等学校」に、「福島県立平商業高等学校」を「福島県立いわき商業情報高等学校」に改め、福島県立四倉高等学校の

項を削り、「福島県立猪苗代支援学校」を「福島県立猪苗代支援学校」に改める。

県立猪苗代支援学校 事務長 現金出納員及び物品出納員」に改める。

県立みなみあいづ支援学校 事務長 現金出納員及び物品出納員」に改める。

第四十号様式（その三）を次のように改める。

(その2)

福島県財務 収納書兼収納通知書

通常払込料金  
加入者負担

加入者名	福島県	口座番号		金額		納付区分		円
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分		
納期限		納付目的						

□

CVS等収納用	預収日付印
CVS 収納用等	(ご注意)バーコードがないもの、金額訂正したもの、 納期限を過ぎたもの、バーコードが読み取れないものは、 コンピュータプログラムでは納付できません。
納入者	様 (福島県CVS 等本部控)

福島県財務 収納書

加入者名	福島県	金額		円
口座番号		納期限		
納付目的		納入者		様

預収日付印
収納代行会社 (金融機関/ CVS等店舗控)

福島県財務 納入通知書・領収書

納入通知書・領収書	預収日付印				
納入通知書・領収書	収入印紙不要 (納付者控)				
測定区分	執行機関	年度	測定番号	会計	科目
収納代行会社					

お問合せ窓口は裏面に記載しております。

備考

- この様式は、電子計算組織により作成する場合に使用すること。
- 収納書兼収納通知書の大きさは、縦114.3ミリメートル、横125ミリメートルとする。
- 収納書の大きさは、縦114.3ミリメートル、横5.34ミリメートルとする。
- 納入通知書・領収書の大きさは、縦114.3ミリメートル、横116.66ミリメートルとする。





第百三十六号様式の一を次のように改める。

---

---



第百三十七号様式を次のように改める。

---

---



第十九号様式、第二十号様式、第二十四号様式、第二十五号様式、第二十七号様式から第三十号様式まで、第三十五号様式から第三十八号様式まで、第四十一号様式から第四十三号様式まで、第四十六号様式から第五十四号様式まで、第五十六号様式から第六十号様式まで、第六十五号様式、第六十七号様式から第八十号様式まで、第八十二号様式から第八十四号様式まで、第八十九号様式、第九十号様式、第九十二号様式から第九十四号様式まで、第九十八号様式から第一百十四号様式まで、第一百五号様式まで、第一百二十二号様式、第一百二十四号様式から第二百二十七号様式まで、第三百一十一号様式から第三百三十五号様式まで、第三百三十六号様式まで、第三百三十七号様式、第四百一十一号様式から第四百五十号様式まで、第四百五十二号様式中「**〔水産試験場〕**」を「**〔水産試験場〕**」に改める。

**附 則**

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(財 政 課)

**福島県規則第二十七号**

**福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則**

福島県財務規則の特例に関する規則（昭和三十九年福島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 交流センターの使用料収入（第三十八条―第四十二条）」を「第八章 削除」に、「第二十一章 ロボットテストフィールドの使用料収入（第九十二条―第九十六条）」を「第二十一章 削除」に、「第二十五章 農業総合センターの物品売

払代金収入（第六十六条・第七十七条）」を  
 「第二十五章 農業総合センターの物品売払代金収入（第六十六条・第七十七条）」を  
 「第二十六章 水産資源研究所の水産種苗等生  
 産物売払代金収入（第六十二条―第一百十  
 五章）  
 第五条」

金収入（第六十六条・第七十七条）  
 産物売払代金収入（第六十二条―第一百十  
 五章）  
 第五条」に改める。

第一条中「福島県太陽の国交流センター（以下「交流センター」という。）及び「福島ロボットテストフィールド（以下「ロボットテストフィールド」という。）の使用料収入」を削り、「並びに農業総合センターの物品売払代金収入」を、「農業総合センターの物品売払代金収入、水産資源研究所の水産種苗等生産物売払代金収入並びに内水面水産試験場の水産種苗等生産物売払代金収入」に改める。

**第八章 削除**

第三十一条から第四十二条まで 削除

第二十一章を次のように改める。

**第二十一章 削除**

第九十二条から第九十六条まで 削除  
 第二十五章の次に次の二章を加える。

**第二十六章 水産資源研究所の水産種苗等生産物売払代金収入**

（水産資源研究所の水産種苗等生産物売払代金収入の調定）

第九十二条 受託者は、法第二百四十三条の二第一項の規定により、水産資源研究所の水産種苗等生産物売払代金収入の収納事務の委託を受けた指定公金事務取扱者をいう。以下この章において同じ。）は、水産資源研究所の水産種苗等生産物売払代金収入に係る歳入を収入しようとするときは、調定簿（第五号様式の二）により調定しなければならない。

**（納入の通知）**

第九十三条 受託者は、前条の規定により調定をしたときは、納入義務者に対し納入通知書（第六号様式に準ずる。）により納入の通知をしなければならない。

**（領収書の発行）**

第九十四条 受託者は、金融機関への払込みにより売払代金を収納したときは、納入義務者に対し領収書（第八号様式に準ずる。）を交付しなければならない。

**（指定金融機関等への払込み）**

第九十五条 受託者は、売払代金を収納したときは速やかに歳入の内容を示す計算書を収入権者へ提出しなければならない。

第九十六条 収入権者は、受託者に、前項の規定により提出のあった計算書に基づく歳入に係る納入通知書（財務規則第四十号様式）を送付しなければならない。

第九十七条 受託者は、第一項の規定により提出した計算書に基づく歳入を、前項の規定により送付された納入通知書により、収入権者の指定する期日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。この場合において、その日が休日等に当たるときは、これらの日の前日までにこれを払い込まなければならない。

**第二十七章 内水面水産試験場の水産種苗等生産物売払代金収入**

（内水面水産試験場の水産種苗等生産物売払代金収入の調定）

第九十八条 受託者は、法第二百四十三条の二第一項の規定により、内水面水産試験場の水産種苗等生産物売払代金収入の収納事務の委託を受けた指定公金事務取扱者をいう。以下この章において同じ。）は、内水面水産試験場の水産種苗等生産物売払代金収入に係る歳入を収入しようとするときは、調定簿（第五号様式の二）により調定しなければならない。

**（納入の通知）**

第九十九条 受託者は、前条の規定により調定をしたときは、納入義務者に対し納入通知書（第六号様式に準ずる。）により納入の通知をしなければならない。

**（領収書の発行）**

第一百条 受託者は、金融機関への払込みにより売払代金を収納したときは、納入義務者に対し領収書（第八号様式に準ずる。）を交付しなければならない。

**（指定金融機関等への払込み）**

第一百零一条 受託者は、四半期毎に収納した歳入の内容を示す計算書を収入権者へ提出

- しななければならない。
- 収入権者は、受託者に、前項の規定により提出のあった計算書に基づく歳入に係る納入通知書（財務規則第四十号様式）を送付しなければならない。
  - 受託者は、第一項の規定により提出した計算書に基づく歳入を、前項の規定により送付された納入通知書により、収入権者の指定する期日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。この場合において、その日が休日等に当たるときは、これらの日の前日までにこれを払い込まなければならない。

**附則**

- この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 令和七年度予算の収入、支出及び決算に係る事務については、改正後の福島県財務規則の特例に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（財政課）

**福島県規則第二十八号****福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則**

福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和二年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六十五条に次の一項を加える。

- 電気料及び電話料並びに第六十一条各号に掲げる経費の支払であつて、資金前渡の方法により資金前渡経理者の口座に当日までに入金し、引落し後に残額を生じないものについては、第一項の規定にかかわらず、前渡資金精算書の作成を省略できるものとする。

第六十七条第一項第五号中「百万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「百万円」を「二百万円」に改める。

**附則**

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（下水道課）

**福島県企業局**

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

福島県知事 内堀雅雄

**福島県企業局管理規程第1号****福島県企業局財務規程の一部を改正する規程**

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第179条第1項第5号及び同条第2項中「100万円」を「200万円」に改める。

第224条第1項中「第22条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「定期検査は、毎年1月末日までにその前月末日現在における状況について、これを」を「検査は、毎年1回以上」に改め、同条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

別表第6中「260円」を「310円」に、「530円」を「630円」に改める。

第39号様式を次のように改める。

第39号様式(第84条、第230条関係)

公 金 現 在 高 報 告 書

( 年 月 日 )

事業別	所管	収		納		支		払		現在額	摘要
		前日まで	本日分	計	前日まで	本日分	計	前日まで	本日分		
工業用水道事業		円	円	円	円	円	円	円	円	円	

上記のとおり報告します。

年 月 日

福島県公営企業管理者 様

(出納取扱金融機関統括店)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第41号様式を次のように改める。

---

第41号様式(第84条、第230条関係)

預 金 現 在 高 通 知 書

( 年 月 日 )

會計	口座番号	預金種別	入 金 額		出 金 額		現 在 額
			収 納 額	預金振替額	支 払 額	預金振替額	
工業用水道事業会計			円	円	円	円	円
		合 計					

**附 則**

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の福島県企業局財務規程のそれぞれの規定に基づいて作成されている書類は、改正後の福島県企業局財務規程の相当の規定に基づいて作成された書類とみなす。

(工業用水道経営課)

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

福島県病院事業管理者 挾 間 章 博

#### 福島県病院局管理規程第4号

##### 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第39条第1号を次のように改める。

(1) 報酬、給料、手当等、賞与引当金繰入額、法定福利費、法定福利費引当金繰入額、退職給付費、報償費、旅費及び謝金

第39条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「交付金」の次に「、貸付金」を加え、同号を第3号とし、同条中第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 過誤納収入金の戻出金

第39条に次の4号を加える。

(9) 補償、補填及び賠償金のうち、欠損補填金、繰上充用金及び裁判所の判決に基づき支出する補償金又は賠償金

(10) 年を単位として締結した不動産に係る賃貸借契約により毎月支払う賃借料、共益費等

(11) 講習の受講等の申込み時に納付しなければならない経費で、募集要項等で金額及び支払先が明らかなもの

(12) 債権者の指定するウェブページ（インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録でHTMLその他の記号及びその体系で作成された電磁的記録で送信可能化されたものであって、インターネットを利用した閲覧の際に、一の送信元識別番号によって特定された一のページとして電子計算機の映像面に表示されることとなるものをいう。）から発行される書面により支払う経費で、金額及び支払先が明らかなもの

第55条第2項中「1,000万円以上であり、かつ、工期が100日以上」を「300万円以上」に改める。

第173条第1項中「）の額」を「の額、電子入札（所要の事項を入札者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から入力し、当該電子計算機と電気通信回線で接続した契約権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させること（以下「電子入札記録」という。）により行う入札をいう。以下同じ。）の方法により契約を締結する不動産又は動産の売払いにあっては予定価格の100分の10以上の額であって契約権者が定める額）」に改め、同条に次の1項を加える。

5 契約の相手方は、前項の規定による当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる銀行若しくは、确实と認める金融機関又は保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。

第174条第5号中「100万円」を「200万円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第5号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が确实であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第5号中「200万円未満」とあるのは、「300万円未満」と読み替えるものとする。

第189条第1項中「法令に別段の定めがある場合を除くほか」を「別に定める場合を除き」に改め、「入札期日」の次に「（電子入札にあっては、入札期間の末日）」を加え、同条第2項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同号の前に次のように加える。

(7) 前号の資格を有することの確認の方法に関する事項

第189条第2項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同号の前に次のように加える。

(4) 入札執行の場所及び日時（電子入札にあっては、電子入札記録をすることのできる期間並びに開札の場所及び日時）

第189条第2項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 電子入札又は郵送のみによる入札を行おうとするときは、その旨

第190条第1項中「ときは」の次に「、別に定める場合を除き」を、「徴し」の次に

「（電子入札にあっては、契約権者が定める事項を入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機から入力し、当該電子計算機と電気通信回線で接続した契約権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ）」を加える。

第191条中「100分の3以上の額」の次に「（不動産又は動産の売払いに係る電子入札にあっては、当該入札に係る予定価格の100分の10以上の額であって契約権者が定める額）」を加え、「担保として」を削り、「規定する有価証券」の次に「（不動産又は動産の売払いに係る電子入札にあっては、当該有価証券又は当該入札に関して契約権者の利用する電子入札システムを管理する事業者が発行するところの当該入札に参加しようとする者が当該入札に係る入札保証金を支払うに足りる資力を有する旨の保証証書）を担保として」を加える。

第200条の見出しを「（入札の手続）」に改め、同条第1項中「申込者をして」を「入札者をして」に、「これを提出」を「これの提出（電子入札にあっては、同項の規定による公告に示した期間内に1件ごとに契約権者が定める事項を入札者の使用に係る電子計算機から入力させ、当該電子計算機と電気通信回線で接続した契約権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録）」に、「申込者が」を「入札者（電子入札又は郵便による入札の場合の入札者を除く。）が」に改める。

第201条（見出しを含む。）中「開札」を「郵便による入札の開札」に改める。

第202条に次のただし書を加える。

ただし、別に定める場合は、この限りではない。

第205条中「ときは」の次に「、別に定める場合を除き」を加える。

第210条第2項中「通知し」の次に「、又は同項各号に規定する事項を契約権者の使用に係る電子計算機から入力し、当該電子計算機と電気通信回線で接続した当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し」を加える。

第215条第1項中「徴さ」を「徴し、又はなるべく2人以上の者に契約権者が定める事項を当該者の使用に係る電子計算機から入力し、当該電子計算機と電気通信回線で接続した契約権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ」に改め、同条第2項中「徴さない」の次に「、又は当該ファイルに記録させない」を加える。

#### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（病院経営課）